

平成23年6月20日

江東区総務部経理課

江東区が発注する契約からの暴力団等排除措置について

江東区では、平成12年に「工事請負契約に係る指名基準の運用基準」を策定し、区が発注する工事請負契約から運用基準に基づいて、暴力団等の排除について取り組んでまいりました。

しかし最近では、暴力団等が他自治体発注の工事以外の契約に介入し、資金獲得活動等を活発に行っている実態が明らかになってきています。

こうしたことから、区の全ての契約から暴力団等を排除するため、「江東区契約における暴力団等排除措置要綱」を策定しましたのでお知らせいたします。

記

1 暴力団等排除対象となる契約の範囲

建設工事、測量、建設コンサルタント業務、物品の購入、業務委託、役務の提供、財産の買入れ、売払い、貸付等の区が締結する全ての契約

2 排除対象者の範囲

- (1) 暴力団員等が経営に事実上関与している場合
- (2) 不正に財産上の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴力団又は暴力団員等を利用した場合
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して利益供与を行った場合
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係があった場合
- (5) 暴力団又は暴力団員等と知りながら下請契約等を締結した場合

上記に該当する場合は、入札等除外措置となり、区との契約はできません。

3 不当介入等の報告及び届出

区が発注する契約の相手方又は下請業者が契約履行期間中に暴力団等から不当介入（工事妨害等の不当介入、下請参入等の不当要求）を受けたときは、区への報告・管轄警察署への届出を義務付けます。

4 施行期日

平成23年7月1日